

## 議案第27号

### 特別職の職員の給与に関する条例及び栗山町教育委員会 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正 する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例及び栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち特別職の職員の給与に関する条例第4条の改正規定中「100分の193.2」を「100分の197.5」に、「100分の216.8」を「100分の212.5」に改める。

第4条のうち栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第3条の改正規定中「100分の193.2」を「100分の197.5」に、「100分の216.8」を「100分の212.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例及び栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(特別職の職員の給与に関する条例)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の支給額は給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え、6月に支給する場合には<u>100分の193.2</u>、12月に支給する場合には<u>100分の216.8</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の支給額は給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え、6月に支給する場合には<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額とする。</p>

(栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例)

改正前	改正後
<p>(期末手当及び寒冷地手当)</p> <p>第3条 期末手当の支給額は、給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え、6月に支給する場合には、<u>100分の193.2</u>、12月に支給する場合には<u>100分の216.8</u>を乗じて得た額とし、寒冷地手当の支給方法は、一般職員の例による。</p>	<p>(期末手当及び寒冷地手当)</p> <p>第3条 期末手当の支給額は、給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え、6月に支給する場合には、<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額とし、寒冷地手当の支給方法は、一般職員の例による。</p>